

●緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針

〔平成26年2月28日〕
日本学術会議第188回幹事会決定

大規模な災害等、社会に重大な影響を及ぼす突発的事態が生じ、日本学術会議として科学的見地から意思の表出をはじめとする迅速な対応が求められる状況（以下「緊急事態」という。）に際して日本学術会議が行うべき活動の指針を、以下のとおり定める。ただし、本指針は硬直的に運用するべきではなく、緊急事態という事象の性格に鑑み、指針を踏まえながらも臨機応変に対処することが求められる。

1. 緊急事態の宣言と解除

- (1) 会長は、緊急事態が発生したと認められるときは、副会長及び各部長の意見を聴いた上で、会員及び連携会員に対し、その旨及び当該緊急事態に係る活動への協力を必要に応じて求める旨の周知（以下「緊急事態宣言」という。）をすることができる。
- (2) 会長は、緊急事態が収束したと認められる段階で、会員及び連携会員に対し、本指針に基づく日本学術会議としての緊急事態宣言を解除する旨を周知する。緊急事態が収束した後においても、当該緊急事態に関し日本学術会議として引き続き審議すべき事項がある場合においては、常置又は臨時の委員会において必要な体制を整備する。

2. 緊急事態対策委員会

(1) 設置

緊急事態宣言がなされたときは、幹事会は、その定めるところにより、日本学術会議会則第25条に基づく委員会として、臨時に日本学術会議緊急事態対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置することができる。対策委員会は、緊急事態宣言が解除されるまで置かれるものとする。

(2) 組織

対策委員会は、①会長（委員長とする）、副会長及び各部の役員、②当該緊急事態に関連する委員会等の代表者、③当該緊急事態に関連する分野を専門とする会員及び連携会員若干名により組織する。

(3) 任務及び権限

対策委員会は、本指針3. に定める事項をはじめとする当該緊急事態下における日本学術会議の対応について審議を行うものとする。

3. 緊急事態における日本学術会議の主な対応

緊急事態において、日本学術会議は、会長の指揮の下、以下に掲げる事項をはじめとする必要な対応をとるものとする。

(1) 意思の表出等の発出

- ① 「日本学術会議会長談話及びメッセージについて」(平成21年5月18日日本学術会議会長決定)及び「『緊急型』及び『早期型』の助言・提言活動について」(平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会申合せ)を活用し、当該緊急事態に対する日本学術会議としての意見を示す意思の表出、会長談話又は幹事会声明等(以下「意思の表出等」という。)をできる限り早期に発出する。意思の表出等においては、国民の理解に資するよう平易な表現を用いるよう努める。
- ② 意思の表出等の発出及びこれに関連する緊急事態時の活動に当たっては、日本学術会議内の委員会・分科会等のもとより、政府機関、国内外の学術団体や研究グループ(以下「災害研究学術団体等」という。)との連絡を密にするよう努める。

(2) 政府機関等への意思の表出等の伝達及び情報提供依頼

- ① 意思の表出等を関係する政府機関等に伝達するとともに、日本学術会議が継続的に科学的助言を行う体制を整えていることについて、広く認知されるよう努める。
- ② 政府機関等に対して、科学的助言を行うために必要となる当該緊急事態に関連した情報の提供を求める。

(3) 日本学術会議内における情報共有及び社会への発信

- ① 意思の表出等及び収集した情報が会員及び連携会員に共有されるよう、電子メール、電子掲示板その他の方法による情報伝達、緊急集会の開催等の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。
- ② 意思の表出等及び収集した情報のうちで、社会全体に周知することが適当と認められるものについて、インターネットの利用等の適切な方法による公表、報道機関への発表、緊急シンポジウムの開催その他の必要な措置を講ずる。その際、下記(4)②に留意する。

(4) 災害研究学術団体等との連携

- ① 緊急事態時には、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興等の研究に関連する日本学術会議協力学術研究団体を含めた災害研究学術団体等に対して、緊急事態における対応に役立つ情報の収集とそれらの提供を呼びかけるとともに、これらの団体等から得た知見を、意思の表出等の実施やその後の活動に活用する。
- ② 災害研究学術団体等から提供されるものを含め、緊急事態に関連した情報やデータ等を集約する体制をとるとともに、どのようなデータを専門家間で共有し、どのように整理したデータを社会に公表すべきかについて、必要に応じて対策委員会に分科会を設けて検討する。
- ③ 緊急事態時に円滑に協力関係を結べるよう、平常時から、災害研究学術団体等と、緊急事態における対応について意見交換を行う。

(5) 海外の学術組織との連絡及び連携

- ① 海外の学術組織、学協会等と連絡をとり、緊急事態に関する情報交換を行うとともに、日本においてとるべき対応についての科学的助言を依頼する。
- ② 上記①の助言があった場合には、その内容を政府機関等の関連機関に伝達する。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議第320回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。